

おくやみハンドブック

(死亡に伴う手続きのご案内)

金沢市では身近な方が亡くなられた後の手続きをお手伝いする
「おくやみ手続き案内窓口」を設置しております。
「おくやみ手続きガイド」またはお電話からご予約ができます。
ご利用ください。

※予約方法は2ページでご確認ください。

金沢市役所 おくやみ手続き案内窓口
(第一本庁舎 1階 庁舎案内窓口横)



【ご遺族の方へ】

このたびのご親族さまのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

金沢市のおくやみ手続案内窓口では、身近な人が亡くなった後に必要な手続きにつきまして、ご遺族の方に少しでも負担なく行っていただけるようお手伝いいたします。

【手続きの流れ】

① 必要手続の確認

ホームページにある「おくやみ手続きガイド」をご利用いただくと便利です。

当ガイドをご利用の場合、手続きの最後にガイド結果が表示されます。

ガイド結果は二次元コードにしてお持ちいただくこともできます。

② おくやみ手続案内窓口の予約 (☎076-220-2347)

おくやみ手続き案内窓口は、予約の方優先です。

予約方法は2ページでご確認ください。

③ 予約当日

必要なものをお持ちのうえ、金沢市役所までお越しください。

手続きに必要な戸籍謄本等の証明はこちらの窓口でも申請いただけます。

◎おくやみ手続き案内窓口

- ・原則、おくやみ手続き案内窓口にてワンストップで受付いたします。
- ・内容によっては、一度で手続きが完了しない場合もございます。また、手続きの後に、各課窓口に行っていただく場合や、後日、手続きが必要になる場合がございます。ご了承ください。

受 付	平日（土・日・祝・年末年始を除く） ※ご予約の方優先です。詳しくは2ページをご覧ください。
受付場所	金沢市役所 第一本庁舎 1階 市民課前 庁舎案内横
担当課	金沢市役所 市民課

◎「おくやみ手続きガイド」をご活用ください。

ご自宅等でスマートフォンやパソコンからシステム内の設問に答えるだけで必要な手続きをご確認いただくことができます。

また、手続き一覧は印刷することもできます。

「おくやみ手続きガイド」はこちら →



◎来庁予約ができます。

◆ネット予約

金沢市ホームページの電子申請サービスから来庁予約ができます。

「来庁予約」はこちら →



◆電話予約

予約専用ダイヤル：076-220-2347

受付時間：午前9時00分～午後5時00分まで

(土・日・祝・年末年始を除く)

予約制



◆予約について

※来庁予約は来庁日の2開庁日前まで予約できます。

※予約は、各時間帯2組まで、1日6組(先着順)です。

時間帯 ①午前10時～午前11時00分／②午前11時30分～午前12時30分
③午後2時30分～午後3時30分

※予約時におくやみ手続きガイドを利用されていない場合は、必要な手続きの聞き取りをさせていただきますので、時間に余裕を持ってお電話ください。

詳しくは、こちら→

金沢市役所 おくやみ

検索



◎窓口ご利用時について

- ・予約時間から15分を過ぎた場合は、キャンセル扱いとなる場合がございます。
- ・キャンセルとなった場合は、従来通り各課をお回りいただくか、改めてご予約をお願いします。
- ・予約窓口を利用せず、直接、各課で手続きいただくことも可能です。
- ・内容によっては、一度で手続きが完了しない場合もございます。
また、手続きの後に、各課窓口に行っていただく場合や、後日、手続きが必要になる場合がございます。ご了承ください。



【メモ】

【手続きに必要な証明書等について】

◎各種手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍関係書類、住民票、税に関する証明など）がありますので、事前に年金事務所や金融機関等にご確認のうえ、市役所にご来庁いただくと手続きが進みやすくなります。

◎手続きに必要な証明は、金沢市役所市民課またはお近くの市民センターにて取得することができます。

（おくやみ手続き案内窓口をご予約の方は当該窓口でも申請いただけます。）

戸籍証明を取得するときのポイント

◎あらかじめ提出先に「誰の」「どんな」内容のものが必要かをご確認ください。

例えば、「原戸籍」と言っても個々に記載されている内容が異なっているため、必要な情報が記載されていないことがあります。提出先には証明の名称ではなく、どんな内容のものが必要かをご確認のうえ取得されると間違いが少なくなります。

良い例) 「亡くなった方の出生から死亡まで」、「亡くなった方の相続人全員が確認できるもの」
「亡くなった方に子供が○人と証明できる戸籍を全て」など

◎戸籍証明書等は、申出により原本を返却してもらえる場合がありますので、提出の際にご確認ください。

◎法務局の「法定相続情報証明制度」をご利用される方は、25ページでご確認ください。

【各種証明書について】

◎戸籍証明について

- ・死亡届が戸籍に反映されるまでに日数がかかります。

※金沢市に本籍がある方：5開庁日程度

（開庁日や金沢市外で届出された場合は、更に日数がかかります。）

※金沢市に本籍がない方：本籍地へお尋ねください。

- ・金沢市に本籍地がない方も証明発行ができます。（広域戸籍）

請求できる方：戸籍に記載されている本人、配偶者、

戸籍に記載されている方の直系親族（父母、祖父母、子、孫等）

※その他（兄弟姉妹等）の方については、本籍地市区町村へご請求ください。

◎住民票の写しについて

- ・住民登録のあった市区町村へご請求ください。

郵送方法等については、各ホームページでご確認ください。

詳しくは金沢市市民課（電話076-220-2241 FAX076-224-2163）へお問い合わせください。

【お持ちいただくもの】

一般的な持ち物です。

この他、手続きごとに必要なものは該当するページをご確認ください。

● 亡くなられた方のもの

☐ 公的年金証書等の基礎年金番号がわかるもの

☐ 市役所から交付されたものなど

(例) 市民カードまたは印鑑カード(印鑑登録証) ※登録されている方のみ
介護保険証、障害者手帳など

☐ 亡くなった方のマイナンバーの確認できるもの

● 申請される方や来庁される方のもの

☐ 本人確認書類

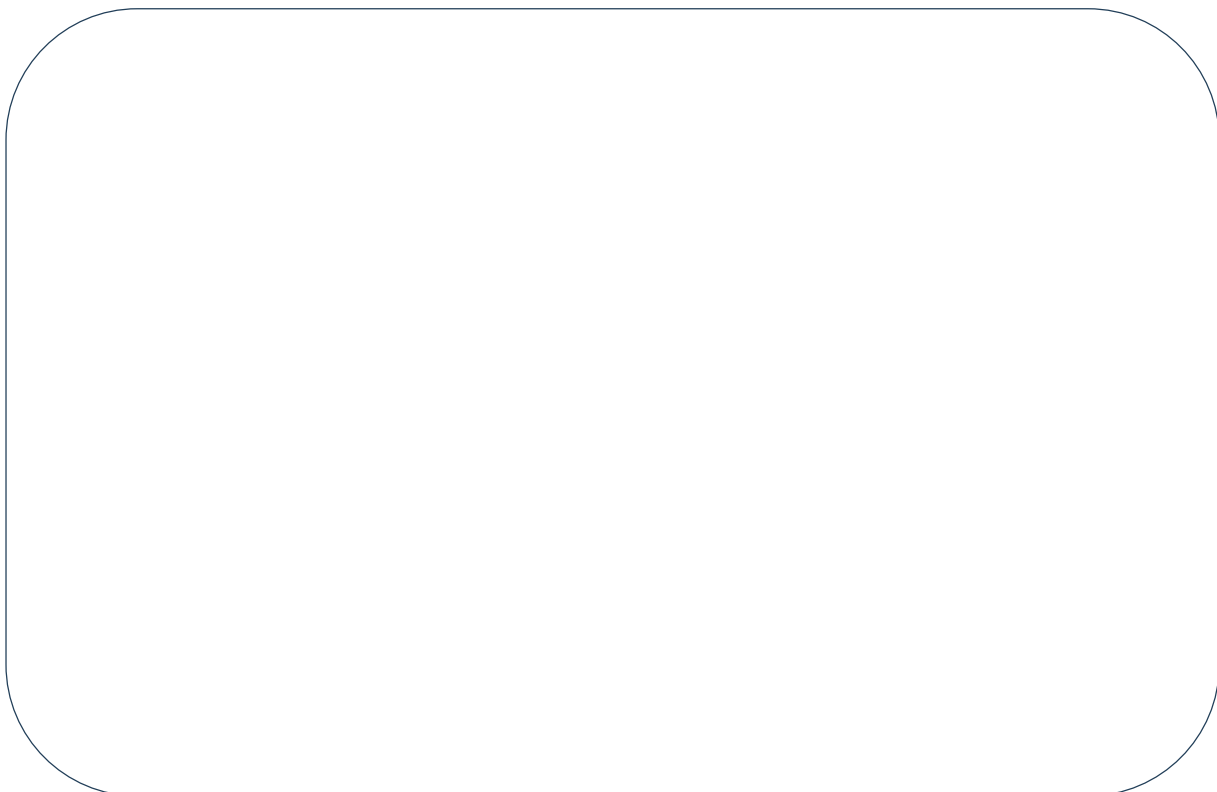
・写真付きのもの(1点): 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

・写真付きでないもの(2点以上): 介護保険証、健康保険の資格確認書、
年金手帳など

☐ 認印(申請される方の印鑑、スタンプ印不可)

☐ その他、遺言書の写し(遺言書による相続人の場合)など

【メモ】



～おくやみ手続き～

亡くなられた方が次の項目に該当する場合は、それぞれ手続きが必要となります。
詳細については、参照ページでご確認ください。

確認	手続き内容	取扱窓口	おくやみ 窓口	出先	参照 ページ
☐	印鑑登録証の返却	市民課 (1階 61～69番)	○	市民 センター	8ページ
☐	・国民健康保険証等の返却 ・葬祭費の申請	保険年金課 (2階 12番)	○	市民 センター	9ページ
☐	・後期高齢者医療証等の返却 ・葬祭費の申請		○	市民 センター	
☐	国民年金(受給者) ・未支給年金等の請求	保険年金課 (2階 72番)	×	×	10ページ
☐	国民年金(加入者) ・死亡一時金等の請求		×	×	
☐	市県民税納税通知書等の 送付先の変更を希望する	市民税課 (2階 211～217番)	×	×	11ページ
☐	固定資産の現所有者を申告する (代表相続人指定届)	資産税課 (2階 231番・232番)	○	×	
☐	市税の振替口座を変更する	納税課 (2階 201～203番)	×	×	
☐	次のものを所有している ・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車(緑色ナンバー)	税証明・バイク受付の窓口 (2階 221・222番)	×	市民 センター (廃車のみ)	12ページ
☐	生活保護を受けている	生活支援課 (1階 88番)	×	×	13ページ
☐	介護保険証等の返却 ・65歳以上 ・40歳～64歳までの要介護者	福祉と健康の総合窓口 (1階 81～86番)	○	市民 センター または 福祉健康 センター	13ページ
☐	身体障害者手帳の返還			福祉健康 センター	14ページ
☐	療育手帳の返還 障害者手帳(精神)の返還				
☐	その他障害のサービスを 受けている		×	×	

～おくやみ手続き～

確認	該当する項目	取扱窓口	おくやみ 窓口	出先	参照ページ
☐	児童手当を受給している	子育て支援課 (2階 281番)	×	×	15ページ
☐	児童扶養手当の受給対象と なっている		×	×	16ページ
☐	新たに児童扶養手当を申請する		×	×	16ページ
☐	医療費の助成を受けている	福祉と健康の総合窓口 (1階 81～86番)	一部	一部	17ページ
☐	水道、下水道の名義人である ※電話・オンライン可	お客さまサービス課	○	企業局	18ページ
☐	市営住宅に関する手続き	住宅政策課 (4階)	×	×	
☐	空き家に関する相談	建築指導課 空き家活用室(3階)	×	×	
☐	市営墓地に関する手続き	市民課生活衛生室 (1階 31番)	×	×	19ページ

【市役所外の手続き】

☐	厚生年金、恩給等の手続き	北年金事務所など			20ページ
☐	国税等の手続き	金沢税務署			21ページ
☐	農地に関する手続き	農業委員会事務局 (第二本庁舎1階)			
☐	犬の登録に関する手続き	衛生指導課 など (金沢市保健所4階)	○	動物愛護管理 センター	
☐	普通自動車に関する手続き	金沢県税事務所など			22ページ
☐	会社の健康保険等の手続き	各健康保険組合など			23ページ
☐	預貯金等の手続き	金融機関など			24ページ

【市役所で行う手続きについて】

● 死亡届の提出・住民票の消除について

火葬がお済みの方は、死亡届は提出済です。

死亡届が提出されるとそれに伴い住民票の消除も行われます。

戸籍謄本等や住民票の取得の仕方については、4ページをご覧ください。

● マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードについて

死亡に伴う各種手続きに、亡くなった方のマイナンバーが必要な場合があります。

そのままお手元にお持ちください。

【住民登録に関する手続き】

☐ 印鑑登録をされていた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・ 印鑑登録証の返却 ※亡くなった日をもって使えなくなります。	・ 亡くなった方の印鑑登録証 (お持ちの方のみ)
担当課および受付窓口	
・ 市民課 (第一本庁舎 1F 61～69番窓口) ☎076-220-2241 Fax076-224-2163 ・ 各市民センター	

【メモ】

【健康保険に関する手続き】

☐ 国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・ 葬祭費の支給申請	・ 喪主の氏名が確認できるもの (会葬礼状、火葬許可証等) ・ 喪主の認印 ・ 喪主の口座がわかるもの (通帳、キャッシュカード等) ・ 喪主または来庁される方の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)
担当課および受付窓口	
・ 保険年金課 (第一本庁舎 2F 12番窓口) ☎076-220-2257 Fax076-232-5644 ・ 市民センター ※ 喪主の方がマイナンバーカードをお持ちの場合は、オンライン申請も可能です。 手続きには、マイナポータルの「ぴったりサービス」をご利用ください。	

【メモ】

【年金に関する手続き】

☐ 国民年金に加入していた方

主な手続き	必要なもの
・死亡届 ・遺族基礎年金請求 ・死亡一時金請求 ・寡婦年金請求	必要な手続きや書類は、請求する方によって異なりますので、事前に担当課までお問い合わせください。 ・亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等） ・請求される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・戸籍謄本など ※請求者が配偶者の場合、マイナンバーカード等の持参により、戸籍謄本の添付を省略できます。

☐ 国民年金を受給していた方（老齢年金、障害年金、寡婦年金、遺族年金等）

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・死亡届 ・未支給年金請求	必要な手続きや書類は、請求する方によって異なりますので、事前に担当課までお問い合わせください。 ・亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書等） ・請求される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・戸籍謄本など ※請求者が配偶者の場合、マイナンバーカード等の持参により、戸籍謄本の添付を省略できます。
担当課および受付窓口	
・保険年金課（第一本庁舎 2F 72番窓口） ☎076-220-2295 Fax076-220-2776 ※厚生年金・共済年金を受給していた方は20ページ「市役所外で行う手続き」を参照	

【市税に関する手続き】

☐ 市税（固定資産税、軽自動車税など）を納付していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・納付の相談 ・振替口座の変更 など	・担当課にお問い合わせください。
担当課および受付窓口	
・納税課（第一本庁舎 2F 201～203番窓口） ☎076-220-2148 Fax076-220-2154	

☐ 市県民税を課税されていた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・市県民税納税通知書等の送付先変更（希望する方のみ）	・来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
担当課および受付窓口	
・市民税課（第一本庁舎 2F 211～217番窓口） ☎076-220-2161 Fax076-220-2154	

☐ 固定資産税・都市計画税を課税されていた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・固定資産現所有者申告書（代表相続人指定届）	・来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・法定相続人でない方が遺言書により代表相続人になる場合は遺言書(写し可)
担当課および受付窓口	
・資産税課（第一本庁舎 2F 231,232番窓口） ☎076-220-2151 Fax076-220-2182 ※金沢市電子申請サービスもご利用いただけます。	

【市税に関する手続き】

☐ 原動機付自転車（125CC以下）、小型特殊自動車等の車両を所有していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・ 廃車	・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書（あれば） ・ 来庁される方の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 戸籍謄本等 （死亡日が記載され、亡くなった方と 現所有者の相続関係が確認できるもの）
・ 名義変更	〔相続人に変更する場合〕 ・ 標識交付証明書（あれば） ・ 来庁される方の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 戸籍謄本等 （死亡日が記載され、亡くなった方と 新所有者の相続関係が確認できるもの） 〔第三者に変更する場合〕 上記の他、相続人からの譲渡証明書が必要です。詳しくは担当課へお問合せ下さい。
担当課および受付窓口	
・ 資産税課（第一本庁舎 2F 税証明・バイク受付の窓口 221,222番窓口） ☎076-220-2147または076-220-2151 Fax076-220-2182 ※廃車のみ、市民センターでもお手続きいただけます。	



【福祉に関する手続き】

☐ 生活保護を受けていた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・担当課までご連絡ください	・受給者の死亡日がわかるもの (死亡診断書の写し)
担当課および受付窓口	
・生活支援課（第一本庁舎 1F 88番窓口） ☎076-220-2292 Fax076-220-2532	

☐ 介護保険証をお持ちの方
 （65歳以上または40歳から64歳までの要介護認定を受けていた方）

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・介護保険被保険者証等の返却 ・郵便物の送付先設定（必要な方のみ）	・亡くなった方の介護保険被保険者証 ・亡くなった方の介護保険負担割合証 （お持ちの方のみ） ・亡くなった方の介護保険負担限度額認定証 （お持ちの方のみ）
担当課および受付窓口	
・介護保険課（第一本庁舎 1F 87番窓口） ☎076-220-2264 Fax076-220-2559 ・福祉と健康の総合窓口（第一本庁舎 1F 81～86番窓口） ・泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 ・元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 ・駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104 ・市民センター	

【福祉に関する手続き】

☐ 各種手帳をお持ちの方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・返還届 ・身体障害者手帳の返還 ・療育手帳の返還 ・精神障害者保健福祉手帳の返還	・亡くなった方の手帳 ・亡くなった方のマイナンバーがわかるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ・来庁される方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)
・特別児童扶養手当を受給していた方 ・特別児童扶養手当支給対象の児童の方 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過）を受給していた方 ・外国人障害者福祉手当を受給していた方	・担当課にお問い合わせください。
担当課および受付窓口	
・ 障害福祉課 ☎076-220-2289 Fax076-232-0294 ・ 福祉と健康の総合窓口（第一本庁舎 1F 81～86番窓口） ・ 泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 ・ 元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 ・ 駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104 ・ 市民センター（身体障害者手帳返還のみ）	

【子どもに関する手続き】

☐ 児童手当を受給していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・ 未支払手当請求書の提出	・ 対象児童の口座がわかるもの (通帳、キャッシュカード等)
・ 新しい受給者の認定請求書の提出	・ 新しい受給者のマイナンバーがわかるもの ・ 新しい受給者の加入保険がわかるもの (資格確認書等) ・ 新しい受給者の口座がわかるもの (通帳、キャッシュカード等) ・ 新しい受給者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)
担当課および受付窓口	
・ 子育て支援課（第一本庁舎 2F 281番窓口） ☎076-220-2285 Fax076-220-2360 ・ 泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 ・ 元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 ・ 駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104 ・ 市民センター	

【メモ】

【子どもに関する手続き】

☐ 児童扶養手当を受給していた（受給対象になっていた）方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・ 未支払手当請求書の提出	・ 児童扶養手当の証書（お持ちの方のみ） ・ 対象児童の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
・ 資格喪失届または額改定届の提出	・ 児童扶養手当の証書（お持ちの方のみ） ・ 受給者本人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
担当課および受付窓口	
・ 子育て支援課（第一本庁舎 2F 281番窓口） ☎076-220-2285 Fax076-220-2360	

☐ 新たに児童扶養手当を申請をされる方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・ 児童扶養手当の受給申請 ※状況により添付書類は異なります。	・ 申請者、子ども、扶養義務者それぞれのマイナンバーがわかるもの ・ 申請者の年金手帳または基礎年金番号通知書 ・ 申請者、子どもの加入保険がわかるもの（資格確認書等） ・ 申請者の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等） ・ 認印（申請者、扶養義務者それぞれのもの） ・ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
担当課および受付窓口	
・ 子育て支援課（第一本庁舎 2F 281番窓口） ☎076-220-2285 Fax076-220-2360	

【医療費助成に関する手続き】

☐ 子ども医療費助成を受給していた方（0歳～18歳までのお子様の保護者）

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・子ども医療証の変更届	・子ども医療証 ・保護者の認印 ・加入保険がわかるもの（変更がある場合） ・保護者の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
担当課および受付窓口	
・福祉と健康の総合窓口（第一本庁舎 1F 81～86番窓口） ※次に該当される方は、担当課にご相談ください。 健康政策課（第一本庁舎 2F 261番窓口） ☎076-220-2233 Fax076-220-2231 ・ひとり親医療費助成を受給していた方 ・障害者医療費助成を受給していた方 ・その他の医療費の助成を受給していた方	

☐ 指定難病等医療費助成を受給していた方

・受給者証の返納 ・振込口座変更 など	・受付窓口にお問い合わせください。 ※制度についての詳しいお問合せは、 金沢市保健所 地域保健課 ☎076-234-5102 Fax076-234-5104
担当課および受付窓口	
・泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 ・元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 ・駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104	

【その他の手続き、ご相談】

☐ 水道、下水道を利用されている方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・名義変更または休止	・コールセンターや金沢市電子申請サービスをご利用ください。
担当課および受付窓口	
・お客さまサービス課 コールセンター（企業局庁舎 1F） ☎076-220-2555 Fax076-220-2693 ※市役所内に窓口はございません。ご注意ください。	

☐ 市営住宅に関する手続き

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
<亡くなった方が契約名義人の場合> ・明渡しまたは入居承継の手続き <亡くなった方が契約名義人でない場合> ・異動届の提出	・担当課にお問い合わせください。
担当課および受付窓口	
・住宅政策課（第一本庁舎 4F） ☎076-220-2333 Fax076-261-3366	

☐ 空き家に関する相談

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・管理、流通、活用等の相談	・担当課までご相談ください。
担当課および受付窓口	
・建築指導課 空き家活用室（第一本庁舎 3F） ☎076-220-2136 Fax076-220-2134	

【市営墓地に関する手続き】

☐ 市営墓地を使用している方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・墓地使用权承継申請 (亡くなった方がお墓の名義人の場合)	・死亡者と承継者（お墓を継ぐ方）の関係により必要書類が変わりますので、事前に担当課までご相談ください。
担当課および受付窓口	
・市民課 生活衛生室 （第一本庁舎 1F 31番窓口） ☎076-220-2228 Fax076-224-2163	

☐ 市営墓地に納骨される方

・埋蔵届 ※使用者（お墓の名義人）が亡くなった場合は、別途、墓地使用权承継申請も必要です。	・担当課、受付窓口のほか、ホームページからも取得できます。 ・使用している市営墓地の区域・番号区域、地番は墓地使用許可証（又は承継承認証）に記載されています。不明の場合は、お問合せ下さい。 ・火葬許可証（原本） （改葬の場合は、改葬許可証（原本））
担当課および受付窓口	
・市民課 生活衛生室 （第一本庁舎 1F 31番窓口） ☎076-220-2228 Fax076-224-2163 ・野田山墓地管理事務所 ☎076-243-1769 ・奥卯辰山墓地公園管理事務所 ☎076-264-2121 ・内川墓地公園管理事務所 ☎076-226-0108	

【市役所外で行う手続き】

●各種年金に関する手続き

☐ 厚生年金を受給していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・未支給年金請求 ・遺族厚生年金請求	・請求する方によって必要な書類等が異なります。手続き窓口へお問い合わせください。

☐ 共済年金を受給していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・未支給年金請求 ・遺族共済年金請求 ※別途、手続きが必要になる場合がありますので、共済組合へご確認ください。	・請求する方によって必要な書類等が異なります。手続き窓口へお問い合わせください。
手続き窓口	
・金沢北年金事務所 ☎076-233-2021 ・金沢南年金事務所 ☎076-245-2311 ・街角の年金相談センター金沢 ☎076-253-2222 ※年金事務所で相談・手続きされる場合は、事前予約が必要です。 ※国民年金もあわせてお手続きできます。	

☐ 恩給、企業年金を受給していた方は直接お問い合わせください。

主な手続き	手続き窓口
・恩給を受給していた方	・総務省恩給局 ☎03-5273-1400
・企業年金を受給していた方	・企業年金連合会(年金相談室) ☎0570-02-2666 ・各企業年金基金

【市役所外で行う手続き】

●官公庁に関する手続き

☐ 国税（相続税、所得税、消費税など）について

主な手続き	手続き窓口
・手続き窓口へ直接お尋ねください。	・金沢税務署 ☎076-261-3221

☐ 不動産登記に関する手続き

主な手続き	手続き窓口
・所有権移転登記（相続登記） ※相続登記が義務化されました。	・金沢地方法務局 ☎076-292-7821

☐ 農地に関する手続き

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」の提出	・手続き窓口へお問い合わせください。 ※相続登記が完了してからの手続きです。
手続き窓口	
・農業委員会事務局（第二本庁舎 1階） ☎076-220-2223 Fax076-222-7291	

☐ 犬の登録に関する手続き

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・犬の登録事項変更の届出 ※金沢市電子申請サービスもご利用いただけます	・定期狂犬病予防注射のお知らせ(ハガキ)の変更届をご利用ください。
手続き窓口	
・衛生指導課（金沢市保健所 4階） ☎076-234-5112 Fax076-220-2518 ・動物愛護管理センター（金沢市才田町戊370番地2） ☎076-258-9070 Fax076-258-9071	

【市役所外で行う手続き】

●自動車等に関する手続き

☐ 普通自動車を所有していた方

主な手続き	手続き窓口
・普通自動車税について	・金沢県税事務所 自動車税納税課 ☎076-263-8836
・名義変更、廃車について	・北陸信越運輸局石川運輸支局 ☎050-5540-2045（ヘルプデスク）

☐ 軽自動車（三輪・四輪）を所有していた方

主な手続き	手続き窓口
・名義変更、廃車について	・軽自動車検査協会 石川事務所 ☎050-3816-1853

☐ 普通自動二輪車（125CCを超えるもの）を所有していた方

主な手続き	手続き窓口
・名義変更、廃車について	・北陸信越運輸局石川運輸支局 ☎050-5540-2045（ヘルプデスク）

☐ 運転免許証を所有していた方

主な手続き	手続き窓口
・返納	・運転免許センター ☎076-238-5901 ・各警察署



【市役所外で行う手続き】

●健康保険に関する手続き

☐ 会社の健康保険（社会保険、健保組合、建設国保等）に加入していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・脱退届 ・葬祭費、埋葬料等請求	・職場または各健康保険協会や健康保険組合等にお問合せください。
手続き窓口	
・全国健康保険協会（協会けんぽ）石川支部 ☎076-264-7200 ・その他加入している各保険組合や建設国保組合等	

●その他の手続き

☐ 生命保険に加入していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求 など	・保険会社、契約内容等により必要書類が異なります。加入していた生命保険会社又は代理店にお問合わせください。
手続き窓口	
・加入していた生命保険会社又は代理店	

【メモ】

【市役所外で行う手続き】

●その他の手続き

☐ 預貯金口座をお持ちの方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・凍結された口座の解除	・金融機関、取引状況によって必要書類が異なります。口座のあった各金融機関にお問合わせください。
手続き窓口	
・取引のあった金融機関	

☐ 損害保険（火災保険、自動車保険など）に加入していた方

主な手続き	必要なものまたは連絡事項
・承継手続きなど	・加入していた保険会社等にお問合わせください。
手続き窓口	
・加入していた生命保険会社又は代理店	

【メモ】

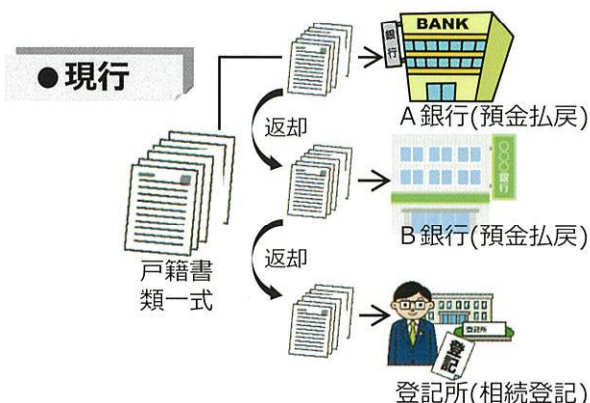
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

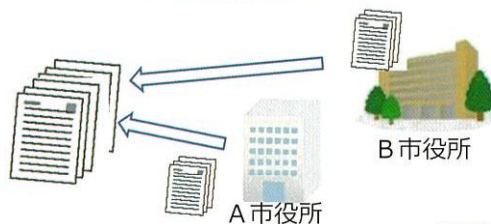
制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

③ 利用

③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、

法務局ホームページ



をご覧ください。

「未来につなぐ相続登記」促進 市町空き家対策 強力サポート

金沢地方法務局 & 石川県司法書士会 & 石川県土地家屋調査士会

未来につなぐ相続登記 ～次世代の子どもたちのために～

地域の活性化

相続登記をしないと・・・

- ・再開発が進まない
- ・空き家の管理・利活用ができない
- ・不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと・・・

- ・公共事業が進まない
- ・防災・減災の取り組みができない
- ・災害復旧に大きな労力・時間がかかる

相続登記が様々なトラブル
を防止します！



未来につなぐ

相続登記をしないと・・・

- ・2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- ・「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと・・・

- ・農地の集約化ができない
- ・農地・山林が放置されてしまう

私たちは、相続登記の促進、空き家対策のサポートに努めています。

石川県司法書士会

総合相談センター

「へるぷねっといしかわ」 **相談無料**

面接相談予約：**076-291-7070**

(金沢地区 水曜日 18:00～20:00)

電話相談専用：**076-292-8133**

(平日10:00～16:00受付)



石川県土地家屋調査士会

建物に関する登記・土地の境界・不動産の表示に関する登記の**無料相談**(随時受付)

電話相談受付：**076-291-1020**

(平日10:00～16:00受付)



金 沢 地 方 法 務 局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kanazawa/>

不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

いいえ

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！



自筆証書遺言書
保管制度

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から3年以内

遺産分割による話し合いがまとまった

はい

いいえ

早期に遺産分割することが困難

遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

相続人申告登記

- ・ 義務を簡易に履行できる仕組みです
- ・ 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

+

（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について**登録免許税が免除**される場合があります

（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）



遺産分割
はお早めに！！



相続登記について知りたいときは



- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内についてはこちらから



（ウェブ登記手続案内についてはこちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



日本司法書士会連合会のホームページ（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士会連合会のホームページ（表示に関する登記のご案内）



金沢市内の空き家、空き地の 活用等について 相談（無料）をひきうけます！

金沢空き家再生ひきうけ隊では、専門団体（仕事人）と金沢市が連携し、具体的な提案を行うことで、様々な空き家の問題を解決します。

■ひきうけ隊の相談事例

売買・賃貸
をしたい

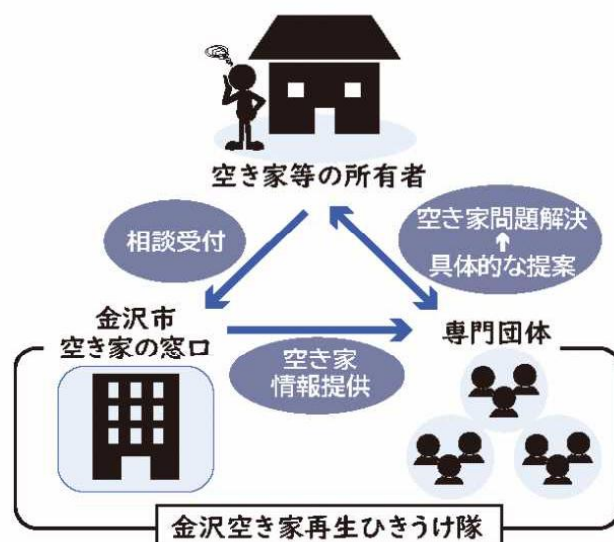
相続手続きが
分からない

空き家を
どうしたらよいか
分からない

活用方法を
提案して欲しい

土地の境界が
未確定

地域活動の
場として
利用して欲しい



■ひきうけ隊の相談について

事前に準備していただきたいもの

- ・金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書（裏面）
- ・土地・建物の登記情報、公図、地図
- ・空き家の状況が分かる写真

※各団体の作業については
有料となる場合があります。

■専門団体（仕事人）一覧

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・石川県司法書士会 | ・石川県土地家屋調査士会 |
| ・(一社)石川県建築士事務所協会 | ・(一社)石川県木造住宅協会 |
| ・(一社)プレハブ建築協会中部支部北陸協議会 | ・金沢市建築組合 |
| ・金沢地区建築組合連合会 | ・金沢弁護士会 |
| ・(公社)石川県宅地建物取引業協会 | ・(公社)全日本不動産協会石川県本部 |
| ・特定非営利活動法人金澤町家研究会 | |

■申請・問い合わせ先

金沢市都市整備局 建築指導課 空き家活用室

所在地 : 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話番号 : 076-220-2136

FAX : 076-220-2134

E-Mail : kenchiku@city.kanazawa.lg.jp

ご相談は電話やメールでも受け付けています。



QRコード

(様式2)

(宛先) 金沢市長

金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書

私は、下記の事項を理解し、金沢市（以下「市」）及び市と協定を締結した専門団体で構成される金沢空き家再生ひきうけ隊（以下「ひきうけ隊」）並びに専門団体内で登録した事業者（以下「登録事業者」）並びに運営事務局との間で空き家等情報を共有することについて同意のうえ、金沢市空き家等活用・流通促進体制の利用を申請します。

空き家等の所在地 地 番 金沢市
住居表示 金沢市

記

[情報の利用目的]

ひきうけ隊と登録事業者並びに運営事務局とで情報共有し、相談空き家等に対する解決策を提案し、その遂行をもって本市における空き家等の有効活用及び流通の促進を図る。

[空き家等に関する情報の共有相手]

ひきうけ隊と相談の対応を依頼する登録事業者並びに運営事務局

[共有する情報の範囲]

下記①～⑥の情報

- ① 申請者に関する事項 氏名、住所、電話番号等の連絡先
- ② 空き家等の情報 地番、住居表示、用途、構造、階数、築年数
延べ面積、敷地面積、位置する区域、前面道路の種別
- ③ 空き家等の相談内容 相談の内容、相談解決を阻害する要因
- ④ 空き家等の資料 位置図、図面、写真等
- ⑤ 空き家等の解決策の実施状況、課題及び結果に関する情報
- ⑥ その他空き家等の流通促進を行う上で必要となる情報

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

連 絡 先

市営墓地貸付のご案内

◇ 概 要 ◇

金沢市が管理している市営墓地は、
野田山墓地、内川墓地公園、奥卯辰山墓地公園、末広墓地 の4ヶ所です。
金沢市営墓地の使用にあたっては、市長の許可を受ける必要があります。

◇ 申請できる人 ◇

金沢市に住所を有しており(6か月以上)、埋蔵する遺骨をお持ちの方。

◇ 現在貸付を行っている墓地 ◇

最新の空き区画は、管理事務所または生活衛生室までお問い合わせください。



内川墓地公園

現在は芝生B墓域(洋風の墓石限定)、自由3~10区を貸付しています。

- ・ 使用料 (芝生) 4㎡ : 40万円
(自由) 5㎡ : 48万円 3㎡ : 28万8千円

管理事務所(小原町△18番地)

電話 076-226-0108 時間 9:00~16:00
(水曜休)



野田山墓地

現在は新墓地甲・乙、平成墓地乙・丙区域を貸付しています。
面積は 場所により異なります。

- ・ 使用料 (新墓地甲・乙、新設墓地) 面積㎡×7万2千円
(平成墓地乙) 面積㎡×11万1千円

管理事務所(野田町野田山1-2)

電話 076-243-1769 時間 9:00~16:00
(土日祝休)



奥卯辰山墓地公園

現在は貸付をしておりません。

管理事務所(若松町ア88)

電話 076-264-2121 時間 9:00~16:00
(土日祝休)

金沢市役所市民課生活衛生室
電話 076-220-2228

市民センターのご案内

窓口名	所在地	電話番号 FAX 番号
森本市民センター	南森本町又 33 番地	☎ 076-258-1130
金石市民センター	金石通町 3 番 14 号	☎ 076-267-0001
犀川市民センター	末町 6 の 67 番地 1	☎ 076-229-0001
安原市民センター	福増町北 1067 番地	☎ 076-249-2001
額市民センター	額谷 3 丁目 1 番地 1	☎ 076-298-0045
押野市民センター	八日市 2 丁目 464 番地	☎ 076-241-2559
浅川市民センター	田上の里 2 丁目 3 番地	☎ 076-221-3344
泉野市民センター	泉が丘 1 丁目 2 番 2 2 号(泉野福祉健康センター 1 階)	☎ 076-242-8552
元町市民センター	元町 1 丁目 12 番 12 号(元町福祉健康センター 1 階)	☎ 076-252-0257
新神田市民センター	新神田 4 丁目 3 番 10 号(金沢新神田合同庁舎 1 階)	☎ 076-291-6266
駅西市民センター	西念 3 丁目 4 番 25 号(金沢市保健所 1 階)	☎ 076-234-5141
湊市民センター	湊 3 丁目 5 番地 9	☎ 076-239-2211
本町市民センター	本町 1 丁目 5 番 3 号(リファール 2 階)	☎ 076-260-0365
近江町市民センター	青草町 88 番地(近江町いちば館 4 階)	☎ 076-260-0250

■取扱時間 月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始除く）

■取扱業務 戸籍・住民異動届出、印鑑登録申請、各種証明書の交付等（詳しくはお問合わせください）



金沢市役所 市民課

〒920-8577 石川県金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL 076-220-2241（市民課直通） FAX 076-224-2163

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp>